

はじめに（第7回迅速化検証結果の公表に当たって）

裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号。以下「迅速化法」という。）が施行されて14年が経過した。この間、最高裁判所は、同法8条1項に基づき、裁判の迅速化に係る検証（以下「迅速化検証」という。）に関する報告書を、平成17年7月から平成27年7月まで、2年ごとに6回にわたり公表した。これら各回の報告は、一連一体となって裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証の結果（迅速化法8条1項）を示すものである。

第1回から第5回までの検証では、それぞれその時期の最新の統計データを用いて審理期間等の状況を検証するとともに、統計データや実情調査等に基づき長期化要因を分析・検討し（第3回報告書）、それを解消するための施策を提示したほか（第4回報告書）、紛争や事件の動向に影響を与える社会的要因の分析・検証（第5回報告書）を行うなどした。こうして迅速化法の施行後10年の節目を迎え、迅速化法附則3項に基づき、政府（法務省）において「裁判の迅速化法に関する検討会」が開催されたが、そこでは、迅速化法の基本的枠組みの必要性・重要性は変わらず、最高裁判所によるこれまでの検証結果の公表の在り方は今後も維持されるべきであり、最高裁判所において検証が引き続き行われることが期待されるなどとされた。

最高裁判所は、この検討結果も踏まえた上で、引き続き迅速化検証を続けていくこととし、第6回以降の検証は、第5回までの10年の検証結果を前提に、統計データの分析を中心としつつ、これまでの検証結果をフォローアップする形で実施することとした。

第7回の迅速化検証においても、この方針に従い、統計データの分析については、これまでの検証と同様、地方裁判所における第一審訴訟事件及び家庭裁判所における家事事件等について、最新の統計データを用いて審理期間等の状況の検証を行い、高等裁判所における控訴審訴訟事件及び最高裁判所における上告審訴訟事件についても、併せて最新の統計データに基づく検証を行っている。これに加えて、民事第一審訴訟事件及び家事事件については、これまでの検証結果をフォローアップする目的で、裁判所及び弁護士会に対する実情調査を実施し、その分析を行った（主として、民事第一審訴訟事件については、争点整理における裁判所と当事者との間の認識共有、合議体による審理の活用などを、家事事件については、調停における裁判官関与と調停成立等との関係や、調停不成立後の審判や人事訴訟との関係といった家庭裁判所における手続全体としての迅速化という観点も踏まえた充実した家事調停の運営の在り方などを取り上げている。）。

平成27年7月に第6回報告書を公表した後、第7回の検証結果の公表に向けて、検証検討会が計4回開催された。各回における議論のテーマ等は【表1】のとおりである。第55回の検証検討会においては、第7回の迅速化検証の進め方全般や民事及び家事の実情調査の実施方針に関する意見交換が、第56回の検証検討会においては、民事及び家事の実情調査の結果に関する意見交換が、第57回の検証検討会においては、民事及び家事の実情調査の結果に関する意見交換に加え、それまでの議論等を踏まえて作成した本報告書案についての意見交換が、第58回の検証検討会においては、さらに第57回の検証検討会での議論等を踏まえた本報告書案についての意見交換がそれぞれ行われた。

【表 1】 検証検討会における議論の状況

	開催年月日	意見交換の内容
第55回	平成27年9月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第7回検証の進め方について ・ 民事実情調査の実施方針について ・ 家事実情調査の実施方針について
第56回	平成28年7月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民事実情調査の結果について ・ 家事実情調査の結果について
第57回	平成29年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民事実情調査の結果について ・ 家事実情調査の結果について ・ 第7回検証報告書案について
第58回	平成29年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第7回検証報告書案について